

平成29年度 第1回瑞浪市情報公開・個人情報保護審査会会議録

と き 平成29年10月4日(水)
午後1時～午後2時30分
ところ 瑞浪市役所 市長公室

出席者

(委員) 端元 博保
(委員) 横田 直和
(委員) 橋本 孝晴
(委員) 野平 統一郎
(委員) 櫻井 富子

事務局

正木 英二 (総務課長：司会進行)
工藤 雄一 (行政係長：報告)
塚本 健文 (行政係)

【瑞浪市情報公開審査会及び個人情報保護審査会の成立】

- ・ 委員定数5名に対し5名の出席あり。
- ・ 瑞浪市情報公開審査会要綱第3条及び個人情報保護審査会要綱第3条の規定により、両審査会の会議は成立。

【両審査会の会長の互選及び会長職務代理の指名】

- ・ 端元弁護士を推薦する声があり、各委員が承認し、端元弁護士が会長に就任。
- ・ 端元会長から、横田委員を会長職務代理として指名。

【諮問及び議事内容】

- 市長あいさつ
- 諮問
市長より個人情報保護審査会長に諮問書を提出
(市長、諮問書提出の後、退席)

3 情報公開審査会

- (1) 平成27年度、平成28年度及び本年度9月までの情報公開の実施状況について
(事務局より説明)

(質疑)

委員 金入りの設計書や図面の公開請求は、業者によるものか。

総務課 業者が自社の積算ソフト等の精度を上げるために請求すると聞いたことはあります。

委員 地裁の判決や高裁の判決の公開請求があるが、これはそれぞれ裁判所に行けば見られるものではないか。

総務課 委員がおっしゃるとおり、民事訴訟法により裁判所でこれらの判決文は閲覧可能です。しかし、市が保管する判決文は「公文書」として瑞浪市情報公開条例の開示の対象となるため、平成27年度より、不動産鑑定士の名前や土地の地番等を除き、部分公開として対応しております。

委員 「昭和47年7月豪雨災害調査表」は保存年限が過ぎていると思われるが、永年保存としていたものか。

総務課 瑞浪市において歴史的な大災害だったため、市史のような扱いで残っていたものと思われます。

委員 職員によって判断が分かれるようでは制度上問題があるのではないか。

総務課 基準に従って適切に保存していくようにいたします。

4 個人情報保護審査会

(1) 「個人情報保護取扱事務の届出」報告について

平成29年3月31日付け事務届数 — 860事務

(2) 平成27年度から平成29年度までの個人情報保護事務における対応案件について

(3) 諮問事項の検討

- ①瑞浪市クリーンセンター構内のリサイクル広場及びリサイクルステーションにおける防犯カメラの設置及びその映像データの取扱いについて
事前配布資料により担当者（クリーンセンター）から説明
(質疑)

委員 売却目的かと思うが、資源ごみの盗難が何件あったのか。

Cセンター アルミ缶で1件、雑誌と新聞紙で1件です。

委員 カメラを設置することで盗難防止の効果があるだろうか。

Cセンター 録画範囲に入る人に対し、録画中である旨を知らせる看板等を設置する予定です。カメラ自体もランプが点灯するものです。

委員 カメラの設置はどのようなか。

Cセンター 事務所から距離が離れており、モニター等と接続することができないため、SDカードに記録するタイプのカメラになります。1台10万円程度のカメラです。

委員 モニターも無く、記録も1週間程度では、盗難に気付くのが遅れると、盗難届を出す時点では記録が既に上書きされてしまっているのではないか。

Cセンター 盗難の翌日にはその盗難に気付くことができるよう、リサイクル広場及びリサイクルステーションの管理を徹底していきたいと思います。

委 員 是非そうしてください。

(承認)

②避難行動要支援者名簿の提供について

事前配付資料及び当日配付資料により担当者（社会福祉課）から説明

概 要

平成28年5月に災害対策基本法の一部が改正され、災害の発生に備え「避難行動要支援者名簿」の作成が市町村に義務化されたことに伴い、平成19年度の諮問・答申について改めて整理する。

(質疑)

委 員 同意の無い人も含めたリストは、平常時にどのように扱っているか。

社会福祉課 誰にも配付しておりません。

委 員 同意の無い人も含めた避難行動要支援者のリストは、どのタイミングで区長会や警察に配られるのか。

社会福祉課 有事の際に、区域毎に配付します。災害等があった場合、市災害対策本部から連絡が入り、すぐ配付することになります。

委 員 この名簿は適切に扱わなければ、オレオレ詐欺等にすぐ使われしまう恐れがある。

委 員 平常時から同意の無い人も含めたリストを民生委員に配付するとのことだが、何か教育や指導をしてから配付するのか。この審査会でOKを出すことは出来ても、リストを受け取った人が個人情報について理解した上で配付しないと大変な問題になる。

委 員 市民の中でも、個人情報保護の意識の薄い方がまだまだ多い。

委 員 民生委員に平常時から同意の無い人も含めたリストを渡すことは良いことだと思うが、やはり教育等を行って、資質の向上も必要である。

委 員 市及び民生委員各自の名簿の保管や管理についても、規定を作るなどしてきっちり扱っていないとまずいのではないか。この名簿の情報は非常にセンシティブな情報であり、漏えい等が起こったらとても怖い。

委 員 あまり民生委員個人の資質を考慮して仕組みを考えてしまうと、その仕組みに合致した個人に委嘱していること自体が問題となる。

事務局 瑞浪市では、市職員と同様、民生委員には新任の際に必ず「個人情報保護」について研修を受けてもらっています。

(まとめ)

- ・ 民生委員に対し、個人情報保護について教育・指導をしっかりと行うこと。
- ・ 民生委員に配付した避難行動要支援者名簿の保管・管理について、規定等を策定する等、その取扱いについて改めて市が検討を行うこと。
- ・ 審査会としては、市がこれらの準備ができるまで審査を継続する。

(4) 瑞浪市個人情報保護条例の改正について

- ・ 個人情報保護法への対応及び開示請求にかかる改正

(事務局より説明)

(質疑)

- 委員 個人情報保護条例改正案第13条第3項の死者の自己情報について、「第2号に掲げる者にあつては、被相続人である死者から相続により取得した権利義務に関する自己情報に関する個人情報に限り」とあるが、第2号に掲げる者を「相続人」としているため、既に相続した人を対象としているように読める。同条第1号で配偶者と第1親等以内の血族としていることから、民法上相続の権利を有する祖父、祖母等がいた場合、これらの人は実際に相続しなければ対象とならないため開示請求ができないが、これでよいか。
- 委員 遺言書で相続した人も「相続人」とは言わないから、対象とならない。
- 委員 第13条第2号について、先程の説明では「配偶者と第1親等以内の血族」が居ない場合のほかの相続人という説明があったが、この表現では『「配偶者と第1親等以内の血族」に掲げる中ほかの相続人』と読める。また、「第1親等以内」の「以内」という言葉は要らないのではないか。
- 委員 死者の自己情報の開示は、相続に関する問題の解決のための証拠として請求されるものと考えられるが、「相続人」と限定してしまっている。本来の目的に合っているのか。もっと網羅的に対象となるような表現が必要ではないか。そのためにはもっと抽象的な表現にして、幅広く対象にできる方がよい。

(まとめ)

- ・ 「相続人」という表現を見直し、もっと幅広く対象とできるような条文にすること。

事務局 答申等の取扱いについては、会長に相談し書面で意見をいただくことになろうかと思いますが、その際にはまたよろしく願いいたします。

閉会（午後2時30分）